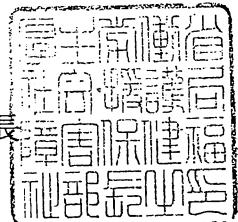


障発第0402003号
平成19年4月2日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障
害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

標記の平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成
19年4月1日から適用することとしたので通知する。



新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一 略</p> <p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則 略</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 共同生活介護サービス費</p> <p>① 略</p> <p>② 共同生活介護サービス費について</p> <p>(一) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所</p>	<p>第一 略</p> <p>第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1. 通則 略</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 共同生活介護サービス費</p> <p>① 略</p> <p>② 共同生活介護サービス費について</p> <p>(一) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所</p>

において、指定共同生活介護を提供した場合、利用者の障害程度区分に応じ、算定する。ただし、重度訪問介護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5及び区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下、「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者」という。）に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、1日につき210単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

（二）経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合に、利用者の障害程度区分にかかわらず、1日につき142単位を算定する（平成21年3月31日までの経過措置）。

また、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者又は当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者が、共同生活住居内において居宅介護及び重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。

③ 略

④ 略

⑤ 重度障害者支援加算の取扱い

報酬告示第9の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に2名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されれば足りるものである。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

において、指定共同生活介護を提供した場合、利用者の障害程度区分に応じ、算定する。

（二）経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を提供した場合に、利用者の障害程度区分にかかわらず、1日につき142単位を算定する（平成20年3月31日までの経過措置）。

また、当該経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者が、共同生活住居内において居宅介護及び重度訪問介護を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費を算定することができる。

③ 略

④ 略

⑤ 重度障害者支援加算の取扱い

報酬告示第9の3の重度障害者支援加算については、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が現に2名以上利用している場合であって、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合に算定されるが、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されれば足りるものである。

なお、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

(以下略)

⑥ 日中介護等支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の4の日中介護等支援加算については、現に指定共同生活介護を利用する者のうち、区分4以上であるものが、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス又は通所による旧法施設支援を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。

なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

(二) 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

(10) 施設入所支援サービス費

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 入院・外泊時加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の4の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。

また、1月間に、入院又は外泊を複数回繰り返す場合であっても、8日の範囲内で入院・外泊時加算の算定は可能であること。

(以下略)

⑥ 日中介護等支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の4の日中介護等支援加算については、現に指定共同生活介護を利用する者のうち、区分4以上であるものが、指定共同生活介護と併せて支給決定されている日中活動サービス又は通所による旧法施設支援を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。

なお、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所については、この加算を算定することができない。

(二) 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

(10) 施設入所支援サービス費

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 入院・外泊時加算の取扱い

(一) 報酬告示第10の4の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院又は外泊を行う場合は、6日と計算されること。

また、1月間に、入院又は外泊を複数回繰り返す場合であっても、6日の範囲内で入院・外泊時加算の算定は可能であること。

(例) 利用定員が 41 人以上 60 人以下の施設の場合

入院又は外泊期間：3月1日～10日（10日間）

- ・3月1日 入院又は外泊の開始・・・所定単位数を算定
- ・3月2日～3月9日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・3月10日 入院又は外泊の終了・・・所定単位数を算定

(二) 略

(三) 入院・外泊時加算の算定に当たって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで入院・外泊時加算の算定が可能であること。この場合、2月目及び3月目については、当該月の1日から最大8日まで算定できるものとする。

(例) 月をまたがる入院又は外泊の場合（利用定員が 41 人以上 60 人以下の施設の場合）

入院又は外泊期間：4月10日～7月7日

- ・4月10日 入院・・・所定単位数を算定
- ・4月11日～4月18日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・5月1日～5月8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・6月1日～6月8日（8日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・6月9日～7月6日・・・算定不可
- ・7月7日 退院・・・所定単位数を算定

(四) 略

⑥ 略

⑦ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第10の6の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所と

(例) 利用定員が 41 人以上 60 人以下の施設の場合

入院又は外泊期間：3月1日～8日（8日間）

- ・3月1日 入院又は外泊の開始・・・所定単位数を算定
- ・3月2日～3月7日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・3月8日 入院又は外泊の終了・・・所定単位数を算定

(二) 略

(三) 入院・外泊時加算の算定に当たって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊（12日分）まで入院・外泊時加算の算定が可能であること。

(例) 月をまたがる入院の場合（利用定員が 41 人以上 60 人以下の施設の場合）

入院期間：1月25日～3月8日

- ・1月25日 入院・・・所定単位数を算定
- ・1月26日～1月31日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・2月1日～2月6日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
- ・2月7日～3月7日・・・算定不可
- ・3月8日 退院・・・所定単位数を算定

(四) 略

⑥ 略

⑦ 入院時支援特別加算の取扱い

報酬告示第10の6の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所と

の連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第10の6の（1）が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、6の（2）が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6の（1）を算定する。

⑧ 略

3. 訓練等給付費 略

第三 略

の連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であつて、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。

また、報酬告示第10の6の（1）が算定される場合にあっては少なくとも1回以上、6の（2）が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、6の（1）を算定する。

⑧ 略

3. 訓練等給付費 略

第三 略